

## 高齢者福祉計画・介護保険事業(支援)計画策定にあたっての県の考え方(案)

平成 29 年(2017 年) ●月●日

滋賀県医療福祉推進課

滋賀県では、平成 37 年(2025 年)を見据え、県内のどの地域においても、必要に応じて専門的な支援、医療、介護サービスが受けられ、元気な時から、老いてたとえ重度の要介護状態となっても、その人らしい暮らしを人生の最期まで続けられるよう、在宅で療養できる体制や地域で高齢者を支えあう仕組みづくりなど、医療と福祉が一体となって県民の暮らしを支える「滋賀の医療福祉」の実現を目指す取組を進めてきた。平成 30 年度(2018 年度)以降においても、この理念を継承していくものとして、次期高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(「レイカディア滋賀 高齢者福祉プラン」)を策定するところである。

市町において高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画を策定されるにあたり、国から示された基本指針を踏まえるとともに、特に以下の項目についての県の考え方を示すこととする。

なお、今後国の通知等により、必要な事項について追加・見直しを行う場合があるので、その旨留意いただきたい。

### 1. 介護予防・重度化防止等の取組と目標設定について

高齢者が地域において自立した日常生活を送るための支援、要介護状態になることの予防または要介護状態等の軽減・悪化の防止に関して、県は市町の取組を積極的に支援していくこととする。なお、平成 29 年度には保険者機能強化に向けた支援として別紙の事業を予定している。

市町においては、地域の実情に応じてサービスが提供されるよう、取組の充実を図っていただきたい。

なお、県としての取り組むべき地域課題の解決に向けた目標設定等については、追って示す。

### 2. サービス見込み量について

#### (1) 介護施設および居住系サービスの量の見込みについて

現行の第 6 期計画では、「参酌標準」の撤廃に伴い、サービス量を見込むにあたって、標準的な目安として、「要介護 2～5 の認定者に占める介護保険施設および居住系サービス利用者の割合を計画最終年度において 35%以下」として示したところ。

介護保険制度の改正により、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日以降、特別養護老人ホームへの新規入所について原則として要介護 3 以上の者とされたが、介護保険施設および居住系サービス利用者には、ほかに特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護等の利用者も含まれることから、第 7 期計画においても引き続き、要介護 2～5 の認定者に占める割合を目安とする。

平成 29 年(2017 年)3 月末の実績で、県平均 33.0%であることを踏まえ、第 7 期計画においても最終年度である**平成 32 年(2020 年)度末**における「要介護 2～5 の認定者に占める介護保険施設および居住系サービス利用者の割合」は **35%以下を目安**としつつ、**地域の状況に合わせて 35%に±α%して設定**することとする。

なお、地域の状況については、高齢化や世帯構成の状況、要介護認定者数の見込み、施設の整備状況や稼働状況、介護人材確保の見込み、広域型の特別養護老人ホームの圏域内での整備見込み量調整、療養病床等からの新たな在宅需要等を考慮するものとする。

## (2) 地域密着型サービスの推進について

地域包括ケアシステム強化の観点から、地域密着型サービスの整備を重視する。

なお、広域型の特別養護老人ホームについては、圏域内の調整を踏まえて整備量を見込むこととする。

## (3) 特別養護老人ホームの多床室整備について

介護保険施設の整備については、これまでユニット型個室の整備を推進してきたところ。介護保険施設の県の基準条例が改正されたことを踏まえ、平成30年度(2018年度)からはユニット型個室整備を基本としつつ、市町の実情に応じて特別養護老人ホームについては多床室の整備を進めていくこととし、多床室の整備量についてもサービス見込み量の中で考慮することとする。

## (4) 介護療養型医療施設（介護療養病床）と介護医療院について

現行の介護療養病床の経過措置が6年間延長され、平成35年度(2023年度)末までに廃止されることとなった。現行の介護療養病床については、第7期計画期間の自然体推計における利用者数は3か年とも同数と設定するとともに、施策反映として、現に利用している者の数およびそれらの者の介護給付費対象サービスの利用に関する意向ならびに事業者の介護保険施設等への転換予定等を勘案したうえで、第7期計画期間において、その利用者の数が段階的に減少するように量の見込みを定めることが国の考え方として示された。

県においては、介護療養病床を有する医療機関に対して利用者の状況や転換意向についての調査を実施し、その調査結果を市町に示すこととする。

なお、新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されるが、この介護報酬は、将来推計機能上は介護療養病床と同じ額が仮置きされており、この額を使用して推計を行う。

## (5) 新たな在宅需要について

地域医療構想を踏まえ、病床機能の再編や、医療・介護の提供体制の一体的な整備等により、在宅医療・居宅介護や介護施設において新たなサービス必要量が見込まれるが、これらについては、圏域ごとに協議の場を活用し調整を行うものとする。

## (6) 養護老人ホームの定員について

養護老人ホームの定員の設定については、市町からの意見を聞き、入所ニーズなどを踏まえて設定する。

○サービス見込み量設定に向けたスケジュール（予定）

7月 3日	国の基本指針案の提示
7月 7日	県の考え方、協議の場案の提示、市町へ意見照会 サービス見込み量作業開始依頼 (見える化システム確定版は7月27日リリース予定)
7月24日	市町からの意見照会の回答締切り 市町からの意見を踏まえ、県としての考え方を整理
7月下旬 ～8月上旬	県としての考え方提示
8月	第7期施設整備計画調査依頼 (医療福祉推進課→健康福祉事務所→市町)
8月～9月	第7期施設整備計画作成(市町)
8月～10月頃	協議の場①
8月下旬 ～10月上旬	サービス見込量・保険料ヒアリング (医療福祉推進課、健康福祉事務所→市町)
9月下旬	サービス見込量等の提出①(市町→医療福祉推進課、健康福祉事務所) 第7期施設整備計画提出①(市町→健康福祉事務所→医療福祉推進課)
11月上旬	サービス見込量等の提出②(①の時点修正) (市町→医療福祉推進課、健康福祉事務所) 第7期施設整備計画提出②(市町→健康福祉事務所→医療福祉推進課)
11月頃～	協議の場②
12月	サービス見込量等の最終調整(市町)
12月末	サービス見込量等の提出③ 必要利用(入所)定員総数見込み調査票の提出① (市町→医療福祉推進課、健康福祉事務所)
1月～	介護報酬改定によるサービス見込み量等の修正(市町)
1月～2月	介護保険事業計画案の意見照会 (市町→医療福祉推進課、健康福祉事務所)
1月～3月	介護保険料乗率調査の照会(医療福祉推進課→市町)
3月末	サービス見込量等の提出④、 必要利用(入所)定員総数見込み調査票の提出② (市町→医療福祉推進課、健康福祉事務所)

介護保険事業（支援）計画策定にあたっての国の基本指針

基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たすものであり、第7期介護保険事業（支援）計画に関する基本指針のポイントとして、以下の項目があげられている。

- 高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化の推進
- 「我が事・丸ごと」、地域共生社会の推進
- 平成30年度から同時スタートとなる医療計画等との整合性の確保
- 介護を行う家族への支援や虐待防止対策の推進
- 「介護離職ゼロ」に向けた、介護をしながら仕事を続けることができるような介護基盤の整備